スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率（農林中央金庫法第56条第１号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

2　「各国・地域の金融当局が定める比率（％）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on （per cent of RWA））（当該比率が公表されていない場合には０％、2.5％を超える場合には2.5％）を記載すること。

3　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、０と記載すること。

「３　連結自己資本比率の状況

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								

別紙様式第十号第一中

信用リスク・アセット算出手法	

「３　連結自己資本比率の状況

」を〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕に改め、

信用リスク・アセット算出手法	

」

同様式第一の３に次のように加える。